

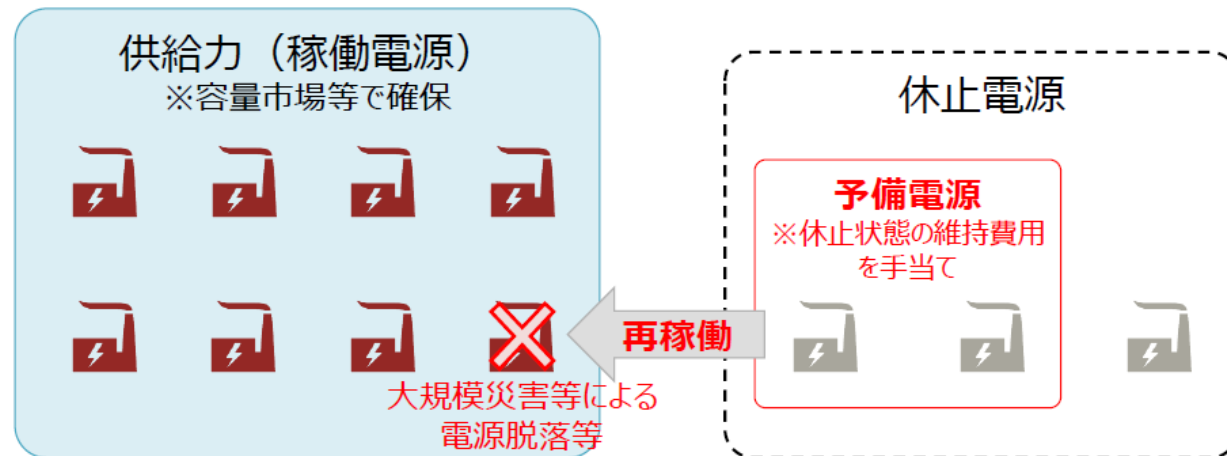
第6号議案 補足資料 (第3回予備電源の募集について)

2026年5月19日

電力広域的運営推進機関

- 予備電源制度は、大規模災害等による電源の脱落や、需要の急増など、追加の供給力確保を行う必要が生じた際に、一定期間内に稼働が可能な休止電源を維持する枠組みである。
- 予備電源はこれまで2回募集を行い、初回は応札がなかったが、第2回募集で2電源が落札された。
- この結果を踏まえ、2026年4月の制度検討作業部会、2026年5月の電力安定供給WGにて第3回予備電源の募集の実施方針が整理された。
- 予備電源制度は電源入札等の一類型として位置づけられているため、定款第43条第2項に基づき、第3回予備電源にあたり、評議員会にお諮りさせていただく。

予備電源の制度イメージ



定款第43条第2項

評議員会は、次の各号に掲げる事項について審議し議決する。

- 一 定款の変更
- 二 予算の決定又は変更
- 三 業務規程の変更
- 四 決算
- 五 組織及び職制に関する事項
- 六 広域連系系統の整備計画に関する事項
- 七 需要想定要領の変更に関する事項
- 八 供給計画の取りまとめに係る法第29条第2項の規定に定める意見送付に関する事項
- 九 電源入札等に関する事項（ただし、緊急の場合は除く。）
- 十 送配電等業務指針の策定及び変更（経済産業省令に定める軽微な変更を除く。）
- 十一 事業計画及び事業報告書に関する事項
- 十二 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項

(参考) 第2回予備電源募集の落札結果について

- 2025年度予備電源募集（2026年度・2027年度制度適用開始向け）は、以下の表の結果※1※2となった。
 - ▶ 東エリア：応札なし
 - ▶ 西エリア：応札2者、落札2者
- なお、今回、落札事業者数が3者未満のため、落札金額合計は非公表とする。

落札総容量[kW]

1,364,985

No.	落札事業者名	落札電源名	エリア	場所	電源種	落札容量[kW]	制度適用期間	立ち上げ期間
1	株式会社 JERA	知多第二発電所2号	西	愛知県 知多市	LNG	822,842	2027年6月 ～ 2028年5月	短期
2	関西電力 株式会社	御坊発電所3号	西	和歌山県 御坊市	石油	542,143	2028年3月 ～ 2031年2月	短期

※1 技術評価と価格評価に基づいて落札候補電源を選定。

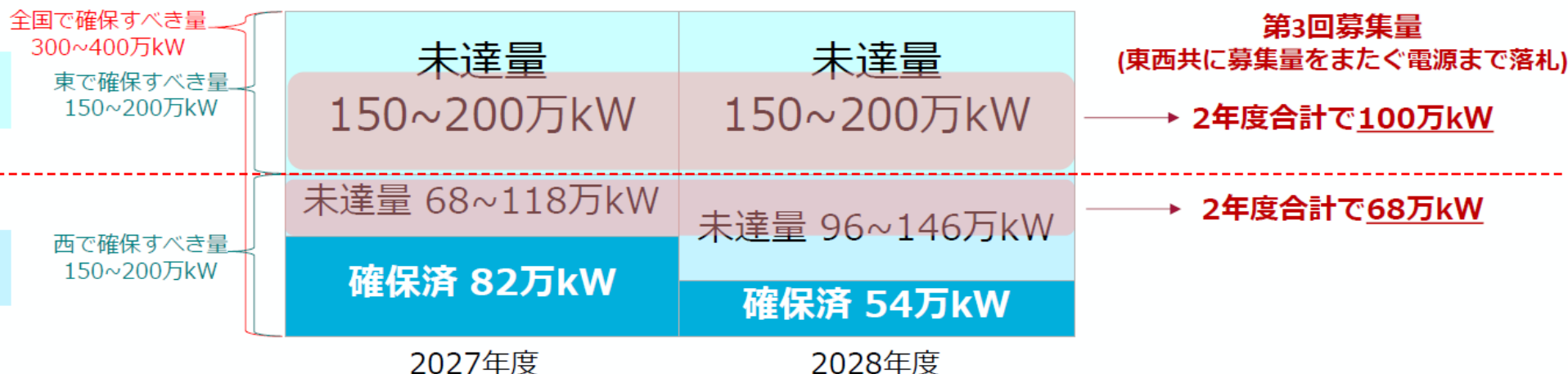
※2 電力・ガス取引監視等委員会の監視結果による応札価格の修正を反映した落札結果。

- 第3回募集に向けて、第2回募集から応札要件を変更する主な項目は以下のとおり。

項目	変更内容
募集量	第2回までの募集結果を踏まえ、第3回募集では2027年度、2028年度の2年度合計で東エリアは100万kW、西エリアは68万kW募集とする。 (第2回募集では東西それぞれで100万kW募集)
目安価格	目安価格を第2回募集時は第1回～第5回の容量市場の上限価格の平均値(14,399円/kW)としたが、第3回はより最新の価格動向を反映する観点から、直近3回(第4回～第6回)の容量市場メインオークションの上限価格の平均値である14,860円/kWとする。
価格規律	第2回募集での監視等委からの建議を踏まえ、以下2点を応札価格に織り込むことを認める。 <ul style="list-style-type: none">・休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うという基本的なリクワイアメントを満たすために必要最小限の経年改修費(資本的支出)・休止措置期間中に発生する発電側課金(kW課金) (休止状態の維持に関わる発電側課金は既に認められている。)

第3回の募集方針(募集年度・募集エリア・募集量)

- 初回・第2回募集では、初回募集では応札が無く、第2回募集では西エリアにおいて約136万kWが落札した。一方で、全国で確保すべき予備電源の量(300~400万kW)に対し未達である観点から、**第3回募集については2027・2028年度を募集年度とし、東西で予備電源確保の状況が異なることから東/西エリア別々の募集量**としてはどうか。
- **東エリア**について、確保すべき予備電源の量は、**2027年度で150~200万kW、2028年度で150~200万kW**となる。他方、初回・第2回共に応札が無かったことや、実需給年度2029年度向けの容量市場メインオークションでも東北・東京が不足エリアとなっている状況を踏まえると、応札量が十分とならない可能性がある。こうした状況の下で募集量を過大に設定した場合、適正な競争が十分に機能しないおそれがあることから、**第2回募集と同様に、2年度合計で100万kWを募集**することとしてはどうか。また、募集量を本来確保すべき量より過少に設定しているため、**募集量をまたぐ電源まで落札**することとしてはどうか。
- **西エリア**については、既に確保された予備電源を考慮すると、追加で確保すべき予備電源の量は、**2027年度で68~118万kW※、2028年度で96~146万kW**となる。※知多第二号は2027年の12か月中10か月が制度適用期間となるため、年間を通した確保とみなす。このため、各年度でそれぞれ未達量を募集することも考えられるが、その場合、落札電源の制度適用期間の設定次第では過剰な調達ともなり得る※。※例えば、2027年度・2028年度募集分がそれぞれ最大限確保され、2027年度落札分の電源の制度適用期間が2年以上となる場合等。従って、直近の募集年度である2027年度の未達量68~118万kWのうち幅の低い方を取り、**2年度合計で68万kWを募集**することとしてはどうか。また、幅の低い方を募集量に設定していることから、**募集量をまたぐ電源まで落札**することとしてはどうか。



① 第3回募集における目安価格

- 初回募集で応札が無かった一方で、目安価格を、容量市場メインオークションの落札価格の平均から、上限価格の平均に引き上げ（初回6,429円/kW→第2回14,399円/kW）等の制度見直しを行い、第2回募集では複数の応札があった。したがって、初回募集の目安価格に比べて、第2回募集の目安価格は、事業者の応札判断に合致しているたと推測される。
- また、第113回制度検討作業部会でご議論いただいたとおり、平時の供給力を確保する容量市場に影響を与えない観点から、予備電源制度側でのインセンティブ設計のあり方には留意が必要。
- したがって、第3回募集の目安価格は、第2回同様、容量市場メインオークションの上限価格の平均値を参照することとしてはどうか。
- ただし、第2回募集ではメインオークション過去5回分(第1回～第5回)の平均値としていたところ、より直近の価格動向を反映した水準とする観点から、直近過去3回分(第4回～第6回)の容量市場メインオークションの上限価格の平均値である、14,860円/kWとしてはどうか。
- なお、現在、容量市場の指標価格（NetCONE）の見直しの議論が行われているところ。予備電源の目安価格への反映については、容量市場の議論の後の第4回以降に改めて検討することとしてはどうか。

④ (1) 経年改修費

- 経年改修費（資本的支出）について、建議の内容は以下の通り。
 - 立ち上げプロセスにおいて電源を稼働させるために、事前に修繕・経年改修工事などを実施しておくことが必要不可欠な場合、これらの費用について応札価格に織り込むことが妥当と考えられるため、「予備電源制度ガイドライン」において、休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うという基本的なリクワイアメントを満たすために必要最小限の経年改修費（資本的支出）を応札価格に織り込むことが認められる旨を明記する。
- 上記について、予備電源の休止維持及び立ち上げプロセスへの応札の観点で織り込むことが適切な費用と考えられることから、建議のとおりガイドラインの改定を行うこととしてはどうか。
- 一方、当該費用については、予備電源としてのリクワイアメントを満たすための必要最小限の範囲内で織り込まれるべきであり、大幅な機能向上に資する設備投資等を認めるものではない。
- 従って、経年改修費（資本的支出）については、事業者が織り込んだ内容の必要性や妥当性について、広域機関が設置する委員会による技術評価において、技術的観点から確認し、必要に応じて確認の内容を監視等委に申し送り、監視の際の参考資料とすることとしてはどうか。

④ (2) 発電側課金

- 休止措置期間における発電側課金（kW課金）について、建議の内容は以下の通り。
 - 発電側課金（kW課金）は、電源の休止措置及び休止状態の維持を図るという過程で、継続的に発生する費用と考えられるため、「予備電源制度ガイドライン」において休止措置期間中に発生する費用を応札価格に織り込むことが認められる旨を明記する。
- 上記について、第2回募集までは「当該電源の休止状態の維持に係る発電側課金（kW 課金）」として、休止措置期間中に発生する費用は認められなかったところ、当該期間における費用も予備電源の休止維持に係る費用として適切と考えられることから、建議のとおりガイドラインの改定を行うこととしてはどうか。

- 広域機関では、業務規程第37条第2項にもとづき、国の審議会等において示された必要事項を踏まえ、**予備電源募集の基本要件**を決定する。
- 予備電源募集の基本要件で決定した事項を踏まえて、**募集要綱**を策定する。募集要綱の策定にあたっては、業務規程第38条の規定に基づき、会員の意見を聴取して検討する。
- また、予備電源への応札を希望する事業者を対象に募集要綱等の説明会を開催する。

【業務規程】(抜粋)

(基本要件の検討)

第37条

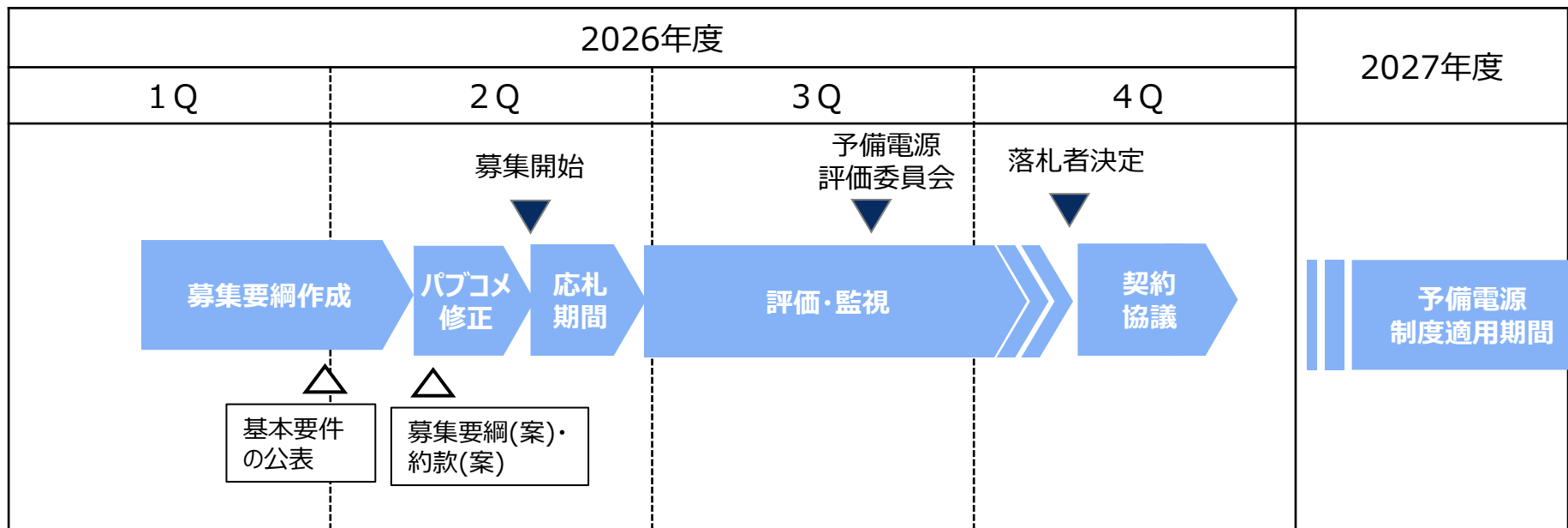
- 2 本機関は、第33条第1項第2号に掲げる業務を行う電気供給事業者（以下「予備電源維持運用者」という。）を募集する電源入札等の実施を決定する際に、国の関連審議会等において示された必要事項等を踏まえ、電源入札等の基本要件を決定する。
- 3 前2項の電源入札等の基本要件には、次の各号に掲げる事項を記載する。ただし、予備電源維持運用者を募集する場合においては、第5号中「供給力を提供すべき」とあるのは、「休止している発電用の電気工作物を維持及び運用すべき」と読み替えるものとし、第4号及び第9号に掲げる事項の記載は、省略することができる。
 - 一 電源入札等を行う供給区域
 - 二 電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容
 - 三 電源入札等の対象となる電源等（発電等用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く。）
 - 四 電源入札等の対象となる電源等が具備すべき周波数調整機能等の条件
 - 五 電源等維持運用者が供給力を提供すべき量及び期間
 - 六 電源入札等の方式
 - 七 電源等維持運用者となる条件
 - 八 電源入札等の補填金（以下「電源入札等補填金」という。）の交付条件
 - 九 電気の販売に関する条件
 - 十 電源入札等補填金の上限価格（上限価格が設定されている場合に限る。）
 - 十一 募集スケジュール
 - 十二 その他電源入札等を実施するに当たり必要となる事項
- 4 本機関は、電源入札等の基本要件を決定した場合は、これを公表する。ただし、電源入札等補填金の上限価格を定めた場合については、これを非公表とすることができる。

- 予備電源募集の基本要件として、業務規定業務規程第37条第3項に基づき、以下の項目の策定を予定している。
※赤字部分は第3回募集での主な変更予定項目

1. はじめに
2. 予備電源を募集する供給区域 (第37条第3項第1号)
3. 予備電源の対象となる予備電源維持運用業務の内容 (第37条第3項第2号)
4. 予備電源の対象となる電源 (第37条第3項第3号)
5. 休止している発電用の電気工作物を維持及び運用すべき量と期間 (第37条第3項第5号)
 - ・募集量の見直し (東エリアは100万kW、西エリアは68万kW)
6. 予備電源の調達方式 (第37条第3項第6号)
 - ・目安価格およびその考え方の見直し
7. 予備電源維持運用者となる条件 (第37条第3項第7号)
8. 予備電源の補填金の交付条件 (第37条第3項第8号)
 - ・予備電源の補填金の対象費用に経年改修費を追加
9. 募集スケジュール (第37条第3項第11号)
10. その他 (第37条第3項第12号)

- 予備電源の第3回募集については、2026年度夏以降に募集を開始し、2026年度中に落札電源の公表、契約締結まで行う予定。
 - 2026年度 夏頃 : 募集要綱・約款の公表、応札
 - 2026年度 秋頃 : 応札電源の評価、監視
 - 2026年度 冬頃 : 落札電源の公表、契約締結
- 前回と同様に、第3回募集でも2か年度分（2027年度と2028年度）を対象に制度適用開始となる予備電源を同時に募集する。

2026年度の第3回募集スケジュール 想定



- 評議員会を開催する時点で、予備電源の募集方針が電力安定供給WGで定まっていない場合、予備電源の募集前までの間で、持ち回り（書面）開催するという案も選択肢であるが、定款第43条第2項第九号の規定は、もともと第八号供給計画取りまとめにおける需給バランス評価を契機に電源入札の開始判断を行う場合を想定したもので、予備電源は電源入札の一類型であるとはいえ、毎年度繰り返し行う募集について、募集開始前にそれだけのために評議員会を開くことを求める趣旨ではないと考えられる。
- このため、今後は、評議員会が開催される機会を活用し、予備電源の進捗や今後の進め方等について事前又は事後にタイムリーに付議又は報告していくことでよいか。

定款第43条第2項

評議員会は、次の各号に掲げる事項について審議し議決する。

- 一 定款の変更
- 二 予算の決定又は変更
- 三 業務規程の変更
- 四 決算
- 五 組織及び職制に関する事項
- 六 広域連系系統の整備計画に関する事項
- 七 需要想定要領の変更に関する事項
- 八 供給計画の取りまとめに係る法第29条第2項の規定に定める意見送付に関する事項
- 九 電源入札等に関する事項（ただし、緊急の場合は除く。）